

こども医療費 のお知らせ



栃木市マスコットキャラクター
『とち介』




栃木市では、令和5年1月診療分から
こども医療費助成対象年齢を

『18歳』まで拡大します！

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。
4月1日生まれの場合は18歳の誕生日の前日まで。



こども医療費受給資格者証									
公費番号	8	0	0	9	0	0	3	8	
受給者番号									
受給者 氏名									
	住所								
こども 氏名									
	生年月日								
住所									
<small>(この資格者証の有効条件について) 健康保険等に加入している時のみ有効です。 医療機関等を受診する場合は、必ず健康保険証と一緒に提示してください。 ※保険証の変更があった際は、市役所窓口まで必ず変更の届出をしてください。 ※転出日以降は使用できません。(住所確認願います)</small>									
受給対象	栃木県内の医療機関等現物給付								
	有効期間								
栃木県栃木市長 									

高校生のお子さんの受給資格者証です。
栃木県内の医療機関等を受診する際は、忘れずに提示してください。

学校等の管理下で発生したケガや疾病などは、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象になる場合があります。その場合、「こども医療費助成制度」ではなく、「災害共済給付制度」が優先となりますので、医療機関等での支払いが必要となります。
詳しくは学校等へお問い合わせください。



現物給付の利用に当たっての注意点

- 栃木市から転出した日以降は受給資格者証を使用できません。転出の際は、受給資格者証を必ず返却してください。
- 医療機関等で保険診療分を支払った場合は、医療費助成申請書に領収書を添えて市役所に申請してください。(受診の翌月1日から1年以内)。
※ただし、健康保険が適用にならないもの(薬の容器代、文書料、差額室料、選定療養費など)及び入院時の食事負担金は助成対象ではありません。

お問い合わせ: 栃木市 保険年金課 TEL0282-21-2136